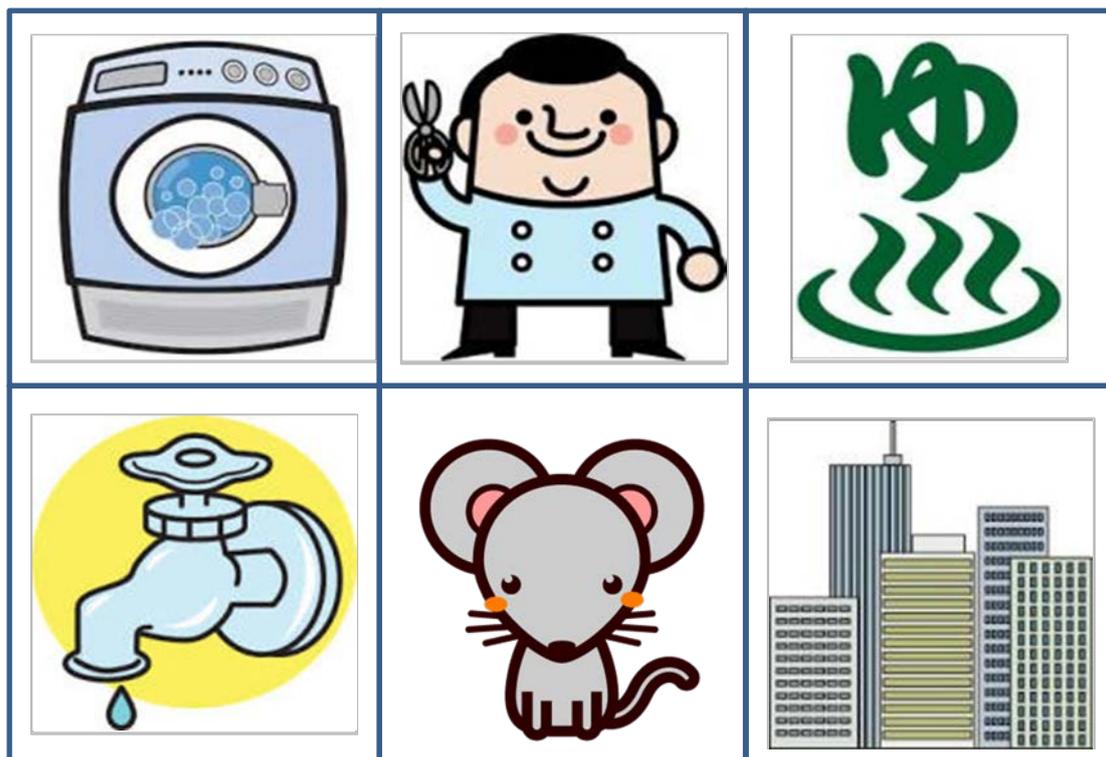


令和3年度 横浜市環境衛生業務実施計画



令和3年度の重点取組事項

- 1 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止します
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた環境衛生対策を強化します
- 3 蚊が媒介する感染症の対策を推進します

横浜市

目次

I はじめに	1
II 令和3年度の重点取組事項	2
III 監視指導業務	7
IV 感染症対策業務	12
V 環境衛生関係の相談対応等	15
VI 自主衛生管理の推進	18
VII 調査業務	19
VIII 業務の実施機関	20
用語説明	22

I はじめに

横浜市は、約 375 万人が暮らす大都市であり、みなとみらい地区や中華街などの代表的な観光地を中心に、国内外から毎年大勢の人が訪れる観光都市でもあります。市内には、美容所・理容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生営業施設が約 1 3,000 件あり、また、衛生管理が必要な受水槽等の飲料水供給施設が約 1 3,500 件あります。保健所の環境衛生業務は、市民の皆様が安心して暮らせるよう、また、横浜市を訪れるお客様に快適に過ごしていただけるよう、環境衛生関連施設の衛生水準を確保し、健康被害を未然に防止する役割を担っています。

昨年から流行している新型コロナウイルス感染症は、横浜市においても感染が収束しない中で、建築物や営業施設における感染防止対策が重要となっています。多数の人が利用する特定建築物や旅館、興行場、公衆浴場等の営業施設や、利用者が感染した場合に重症化しやすい社会福祉施設を中心に、感染防止対策の啓発を行い、感染の拡大を抑制します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、横浜市の施設においても開催が予定されていることから、国内外から多くの方が市内を訪れることが予想されます。競技会場、競技会場周辺の旅館、興行場、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等の施設への立入検査等を実施するとともに、感染症予防対策を進め、衛生を確保します。

さらに、レジオネラ症や蚊媒介感染症（デング熱、ジカウイルス感染症など）については、市内・国内での患者の発生状況等を踏まえながら、患者発生時の感染症法（※）に基づく対応や、施設・設備の適切な維持管理の啓発及び指導を行い、感染症防止対策を推進していきます。

横浜市保健所では、これらの環境衛生に関する取り組みを、「令和 3 年度横浜市環境衛生業務実施計画」としてまとめました。この計画に基づいて、皆様の暮らしの安全と安心を支え、健康危害の発生防止を推進します。

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



Ⅱ 令和3年度の重点取組事項

1 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、建築物や営業施設における感染防止対策が重要となっています。

そのため、多数の人が利用する建築物や営業施設を中心に、感染防止対策の啓発を行い、感染の拡大を抑制します。

営業施設等への感染防止対策の啓発指導

多数の人が利用する特定建築物や旅館、興行場、公衆浴場等の営業施設や、利用者が感染した場合に重症化しやすい社会福祉施設を中心に、季節に応じた換気や各業界団体等が策定した業種別ガイドラインの順守等の感染防止対策の啓発を行います。

特定建築物維持管理権原者の皆様

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた管理について

特定建築物における新型コロナウイルス感染症対策について、特定建築物の維持管理権原者のみなさまにおかれましては、**空気環境の測定結果や機械換気設備等の維持管理状況の確認等**を行い、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じていただきますようお願いいたします。また、入居している飲食店等に対し、**業種別ガイドラインの配布等**により、維持管理権原者のみなさまからも感染防止対策を改めて周知いただきますようお願いいたします。

空気環境測定の実施及び機械換気設備等の維持管理について

新型コロナウイルス感染症について、これまで偏り感染が確認された場所の共通点を整理すると

1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
2. 密集場所（多くの人が密集している）
3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）

という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。特定建築物の維持管理権原者のみなさまにおかれましては、以下の措置をお願いします。

- ① 空気環境の測定結果の確認
建築衛生法で定められている2か月以内ごとに1回の空気環境の測定結果を確認し、基準を満たしていない場合は、機械換気設備等の点検、整備等を適切に実施してください。特に二酸化炭素の含有率が2%を示す基準を超えている場合は、実測不足が疑われますので、機械換気設備や窓の開放により適切に換気を実施してください。また、各テナントに対しても、適切な換気について周知していただきますようお願いいたします。
- ② 飲食店等における空気環境測定の重点的な実施について
最近のクラスターは、飲食店(除け待ち飲食店以外も含む。)や若年層や学生が集まる場などで多く発生しています。飲食店が感染を拡大させるリスクが高い「1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)」となることを避けるために、飲食店における空気環境測定の重点的な実施をお願いします。

項目	基準
二酸化炭素の濃度	0.15 mg/m ³ 以下
一酸化炭素の含有率	10ppm以下
二酸化炭素の含有率	1000ppm以下
湿度	17%以上、20%以下
浮遊菌数	40%以上、100%以下
気圧	0.5m/s以下
気圧変動の速度	0.5m/s以下

感染防止のための業種別ガイドラインの遵守について

感染防止のための業種別ガイドラインが各業界団体等により、作成・公表されています。クラスター発生防止のため、各業種に示したガイドラインの遵守をお願いします。業種別ガイドライン一覧は、横浜市HPにも掲載していますので詳細は次のURLをご覧ください。

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策について（生活衛生関係事業者のみならず）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/hokenjo/kansensyotaisaku.html>

【環境衛生関係ガイドライン概要】

- 1 感染管理
 - 行列や密着が想定される場所では、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けた整列を促す等の工夫
 - 咳や鼻などにおいては、1分程度の時間の確保を促す
 - 室内や換気の状況
 - 施設内の定期的な消毒
- 2 お客様の感染防止対策
 - 来客前等の体温の検閲の要否や、来店を控えてもらうケースを事前に周知する
 - 靴上フック、マスク着用、手洗いや手指消毒の推奨
 - 社会的距離確保の推奨
- 3 従業員に関する感染防止策
 - 店内での大声等の会話の制限を要請する
 - 従業員の毎日の体温測定、健康チェック
 - マスク着用や手洗いを徹底する
 - ユニフォームや衣類をこまめに洗濯する
- 4 その他
 - 業種別ガイドラインの遵守

備考
 密閉空間：密閉空間とは、天井・壁・床・窓・扉・ドア等が閉鎖された空間を指します。
 密集場所：密集場所とは、一定の面積に多数の人が密集している空間を指します。
 密接場面：密接場面とは、一定の距離を超えて会話や共同行為が行われる空間を指します。
 密閉空間、密集場所、密接場面：この3つを同時に満たしている空間を指します。
 密閉空間、密集場所、密接場面のいずれか1つを満たしている空間を指します。
 密閉空間、密集場所、密接場面のいずれも満たしていない空間を指します。

福祉施設センター	電話番号	福祉施設センター	電話番号
鶴見区	045-510-1815	金沢区	045-288-7873
神奈川区	045-411-7143	磯辺区	045-340-2373
西区	045-320-6445	磯子区	045-930-2368
中区	045-224-8339	磯島区	045-928-2165
南区	045-341-1192	戸塚区	045-948-2358
港南区	045-847-8445	戸塚区	045-866-8476
保土ヶ谷区	045-334-0303	磯区	045-894-6968
旭区	045-944-6168	磯区	045-800-2452
磯子区	045-250-2452	磯島区	045-367-5752

※ ガイドラインについては各ガイドライン掲載ページをご覧ください。

横浜市長官庁生活衛生課 令和3年10月発行

特定建築物維持管理権原者用啓発チラシ「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた管理について」

2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた環境衛生対策

令和3年7月から開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック（以下「東京 2020 大会」）は、本市にもオリンピック競技会場が設けられることから、国内外から多くの方が本市に来訪することが予想されます。

そのため、競技会場、競技会場周辺の宿泊施設及び不特定多数の人の来場が想定される商業施設（特定建築物、公衆浴場）については、旅館業法、興行場法、建築物における衛生的な環境の確保に関する法律、公衆浴場法、住宅宿泊事業法等に基づき監視指導を実施し、施設の衛生管理の向上やレジオネラ症等の健康被害発生を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症防止対策もあわせて啓発します。競技会場周辺以外の宿泊施設や商業施設等についても、チラシの郵送等により宿泊者名簿の記載や室内の換気等に関する啓発を実施します。また、様々な場所に設置されるミスト発生装置のレジオネラ症予防対策についても啓発します。

(1) 競技会場周辺の旅館、興行場、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等への監視指導の強化

東京 2020 大会開催に伴い不特定多数の観光客等が利用すると予想される施設を対象に、大会開催前に立入検査を実施し、法令に基づく適切な衛生管理が行われていることを確認します。

立入検査時に、各施設における新型コロナウイルス等の感染症対策や、トコジラミ等の衛生害虫対策について、チラシを配布し啓発します。

これにあわせて、旅館業施設に対し、宿泊者名簿の作成、保管が適切に行われるよう、チラシを用いて重点的に指導します。チラシは下記のホームページでダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/ryokan.html> 横浜市ホームページ内「旅館業法に関する情報」)



旅館・ホテル事業者、宿泊所事業者の方へ

宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう

国際的な大規模イベントの開催時には、国内からだけでなく海外からの訪問客も多く宿泊することが見込まれます。
旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の施設では、宿泊者の氏名等を記した宿泊者名簿を作成、保管することが、旅館業法（昭和29年法律第138号）で義務付けられています。
次のとおり宿泊者名簿の適切な記載及び保管を行いましょ。

- 宿泊者名簿の記載等を怠った場合は、旅館業法による罰則が適用される場合があります。

1 宿泊者名簿には次の項目を記載します。宿泊客に対し正確な記載を働きかけるなどして、営業者の責任において作成してください。

①氏名	②住所	③職業
④国籍	⑤※旅券（パスポート）番号	⑥年齢
⑦到着日時	⑧出発日時	

※ ④、⑤については日本国内に住所を有さない外国人に限る。

2 日本国内に住所を有さない外国人の宿泊客には、旅券（パスポート）の写しを求めるとともに、旅券（パスポート）の写しをとってください。
● 当該宿泊客に旅券の写しを拒否された場合は、国の指簿により提示を求めていることを説明し、資料を求めてください。その上で、さらに拒否された場合は、無罪の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に通報する等適切な対応を行ってください。

※ 旅券に、外国語による「パスポート提示等のお願い」を記載していますので、ご活用ください。

3 宿泊者名簿及び外国人宿泊客の旅券（パスポート）の写しは、作成した日から3年間保管してください。

— 宿泊者名簿記載例 —

宿泊カード STAY CARD		職業 OCCUPATION	
氏名 NAME		種 種	
住所 ADDRESS		年齢 AGE	
チェックイン CHECK-IN	年 月 日 時 分	国籍 NATIONALITY	
チェックアウト CHECK-OUT	年 月 日 時 分	旅券番号 PASSPORT NO.	
備考 REMARKS			

横浜市保健所

啓発用チラシ「宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう」

表1. 対象施設

対象施設種別	根拠法令
興行場（競技会場、映画館 等）	興行場法
旅館業施設（ホテル、旅館 等）	旅館業法
特定建築物（大型商業施設 等）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
公衆浴場（スーパー銭湯、一般公衆浴場 等）	公衆浴場法
住宅宿泊事業届出住宅	住宅宿泊事業法

(2) 旅館、興行場、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等への衛生管理等に関する啓発

環境衛生関係施設への衛生管理の啓発を広く行うために、横浜市内の旅館、興行場、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等に対して、郵送によるチラシの配布等を行い、適切な衛生管理や感染症対策を行うように啓発します。

(3) ミスト発生装置のレジオネラ症予防対策

東京2020大会の暑さ対策としてミスト発生装置の設置が増加すると予想されます。ミスト発生装置の衛生管理を適切に行わないとレジオネラ属菌等の細菌に汚染され、汚染されたミストによるレジオネラ症（p.12 参照）等の感染症を引き起こす恐れがあります。そこで、ミスト発生装置を設置する施設等に対し、適切な衛生管理を行うよう、チラシを配布し啓発します。

ご存じですか？
ミスト発生装置の衛生管理

近年、夏の暑さ対策として、ミスト(微細な水の粒)を発生する装置が広く活用されています。ミスト発生装置の管理が不十分な場合、細菌に汚染されたミストによる感染症等[※]の原因となるおそれがあります。適切に管理しましょう。
(※表裏もご覧ください。)

どのように管理すればいいの？

ミスト発生装置には、通常、給水タンクやホースがついています。以下の点に留意して、清潔に保ちましょう。
具体的な管理方法については、装置の製造メーカーが作成している取扱説明書も確認しましょう。

- 水道水を使用しましょう
- 使用開始前に、給水タンクやホース等の**清掃**をしましょう
- 給水タンク内の水は**毎日**入れ替えましょう
- 使用期間中は給水タンクやホース等に**ヌメリ・汚れ**がなければ定期的に確認し、ヌメリ・汚れが見られたら**清掃**しましょう
- 長期間使用しないときは水を抜いて清掃し、十分**乾燥**させましょう

給水タンクが清掃不可の場合もあります。管理方法については、製造メーカーにお問い合わせください。

▲ ボーアール型給水タンク

写真提供：パナソニック株式会社

(表)

レジオネラ症を知っていますか？

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含むミストを吸入することで肺炎などを起こす感染症です。高热や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」上、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ボンティアック熱」に分けられ、レジオネラ肺炎の場合は、亡くなることもあります。

レジオネラ肺炎	ボンティアック熱
発熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気、下痢、意識障害	発熱、寒気、筋肉痛
2～10日	12時間～3日
発症に留意し、亡くなることもある	軽微

レジオネラ属菌って何？どうやって増殖するの？

ヌメリの内部に生息するアメーバ[※]の中で増殖する細菌です。 遊離生物(原生動物)の一種

- ① タンク内などのヌメリのある場所にアメーバが生息
- ② アメーバの中で増殖。アメーバが破裂し、飛び出す
- ③ レジオネラ属菌を含むしぶきを吸い込んで感染

お問合せ先 (各区福祉保健センター生活衛生課)

区	電話	FAX	区	電話	FAX	区	電話	FAX
緑区	510-1845	510-1718	佐土川	334-6363	333-6309	西区	978-2465	979-2423
神奈川	411-7142	411-7029	東	954-6168	952-1504	南区	948-2358	948-2388
西	329-8444	329-2907	東	750-2452	750-2348	中区	866-8476	866-2513
東	224-8339	681-8323	中央	789-7873	784-4600	東	894-4967	895-1759
南	341-1192	341-1159	東	540-2372	540-2342	東	800-2452	800-2516
南	647-8445	646-5981	南	930-2360	930-2367	東	367-5752	367-2843

発行 ● 横浜市 健康福祉局 生活衛生課 (電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074) 令和2年1月

(裏)

啓発用チラシ「ご存知ですか？ミスト発生装置の衛生管理」

(4) 蚊媒介感染症対策の強化

蚊媒介感染症（デング熱、ジカウイルス感染症等）の発生を防止するため、媒介する「ヒトスジシマカ」の発生源対策を行います。また、市内での蚊媒介感染症の発生を想定した実地訓練を行います。（p.5 蚊媒介感染症対策 参照）

3 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱、マラリア、日本脳炎など様々な種類があります。デング熱とジカウイルス感染症は、日本に広く生息する「ヒトスジシマカ」が媒介するとされ、国内での流行が危惧されています。

東京 2020 大会開催時には、横浜市においても国内外から多くの人が来られることから、より一層蚊媒介感染症への注意が必要です。

保健所は、市民の皆様へ向けた蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発を行います。また、感染リスク把握のため、蚊媒介感染症サーベイランス^(※)事業、職員向け研修として蚊媒介感染症発生時対応訓練を実施します。

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

(1) 蚊媒介感染症の予防に関する市民の皆様への周知・啓発

蚊媒介感染症の発生や感染拡大を防止するためには、蚊に刺されない対策と蚊を増やさない対策が必要です。市民の皆様が実施可能な蚊の防除対策について、周知・啓発を行っていきます。

啓発ポスター
「蚊を増やさない・蚊に刺されない」



蚊に刺されない・蚊を増やさない対策を！

蚊に刺されない対策～普段から気をつけること～

すべての蚊が感染症を媒介するわけではありませんが、普段から蚊に刺されないよう対策を行いましょう。

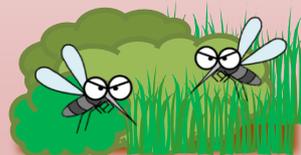
- 1 蚊の多い場所では肌の露出を避ける
- 2 虫よけ剤等を適切に使用する
- 3 蚊のいる場所は避ける
- 4 蚊を家に入れないようにする

蚊を増やさない対策～身の周りがある発生源を減らしましょう～

蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。定期的にたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を心がけましょう。また、草木はせん定や草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らしましょう。



屋外に水がたまる
入れ物やゴミを
置いたままにしない



せん定や草むしりをして
風通しをよくする

(2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況の把握及び蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、蚊の生息数・蚊媒介感染症ウイルス（デング、ジカ等）の保有について検査を行います。

調査場所：横浜市内の公園、港湾区域等 24か所（予定）
調査期間：令和 3 年 5 月から令和 3 年 10 月まで（予定）



ヒトスジシマカ

(3) 蚊発生源対策

蚊媒介感染症（ Dengue 熱、ジカウイルス感染症等）の発生を防止するため、媒介する「ヒトスジシマカ」の発生源対策として、東京 2020 オリンピック競技会場内及び周辺等の雨水枡への IGR 剤（昆虫成長阻害剤）投入による蚊幼虫駆除を実施します。

(4) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

横浜市では「横浜市蚊媒介感染症対策指針（ Dengue 熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症）」を平成 28 年 4 月に策定し、蚊媒介感染症が発生した場合の対応について定めています。

医療機関から蚊媒介感染症の発生届を受理した場合は、区福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等で調査チームを編成し、患者の行動履歴等を聞き取ります。その結果、蚊に刺される機会があったと確認された場合は、患者を刺した蚊がさらに感染を拡大させるおそれがあるため、蚊の生息状況を調査し感染拡大リスクを判断した上で、リスクに応じて蚊の駆除等の対策を実施します。

これらの対応を確実にを行うために、市内で蚊媒介感染症発生患者が発生したことを想定した衛生監視員の実地訓練を実施します。

実施時期：令和 3 年 6 月（予定）

海外渡航時に気を付けること



蚊が媒介する感染症が世界的に多く報告されています。特に熱帯・亜熱帯地域ではマラリア、 Dengue 熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症などの感染症が流行している場合がありますので、蚊に刺されない対策が必要です。

★旅行前に渡航先で流行している感染症をチェック！！

厚生労働省検疫所 FORTH <https://www.forth.go.jp/index.html>



<帰国後の注意>

感染していても症状が出るまでに時間がかかる場合がありますので、発熱などの症状がなくても、帰国後概ね 2 週間は蚊に刺されないよう注意しましょう（国内の蚊に感染症の原因ウイルス等を保有させないため）。

もしも発熱などの症状が出たら、市販の解熱鎮痛剤などは服用せず、すぐに病院を受診しましょう。問診では、渡航先・滞在期間・渡航先での活動内容などを医師に伝えましょう。

表 2. 海外渡航中に感染した国内 Dengue 熱患者数 () は、横浜市内の患者数

平成 27 年*	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
292 (20)	340 (13)	245 (9)	201 (11)	461 (14)	43 (0)

※ 国内感染者数は除いた数

Ⅲ 監視指導業務

1 環境衛生営業施設の監視指導

環境衛生営業施設^(※)の立入検査を行い、各施設における衛生の確保と自主衛生管理の推進を図ります。

実施期間：令和3年4月から令和4年3月まで（旅館・ホテル、興行場、公衆浴場、温泉、海水浴場・プールは年1回、その他の施設は実状に応じた回数を目安として実施します。）

実施内容：対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態を確認します。不適事項があった場合は改善するよう指導を行うとともに、必要に応じて、改善状況を確認します。

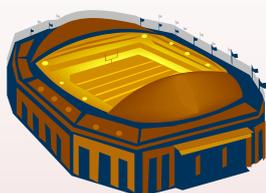
対象施設：環境衛生営業施設 約3,400件

※環境衛生営業施設とは？

市民の皆様の生活に密接な関係をもち、関係法令に基づく営業許可等を必要とする施設をいいます。各区福祉保健センターでは環境衛生営業施設の許可・確認を行うとともに、営業開始後の監視指導を実施し、施設の衛生を確保しています。



旅館・ホテル



興行場
(競技場・映画館など)



公衆浴場・温泉



海水浴場・プール



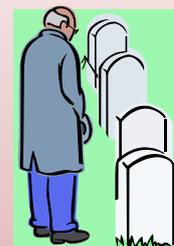
理容所



美容所



クリーニング所



火葬場・墓地
納骨堂



畜舎・化製場等

表3. 市内環境衛生営業施設数（令和3年2月末現在）

旅館・ホテル	興行場	公衆浴場・温泉	理容所	美容所
403件	93件	362件	1,670件	4,523件
クリーニング所	墓地・火葬場・納骨堂	海水浴場・プール	畜舎・化製場等	
1,628件	4,192件	151件	224件	

2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

(1) 特定建築物の監視指導

横浜市には多くの人々が利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどが数多くあり、これらの建物の多くは、建築物衛生法^(※)に基づく特定建築物として、衛生的な環境を確保するための維持管理が義務付けられています。維持管理の内容は、施設の清掃、空気環境の管理、ねずみ・昆虫等の発生防止など多岐にわたります。

特定建築物の維持管理状況に関する立入検査等を行い、衛生的な環境が確保されているか監視指導を実施します。

実施期間：令和3年4月から令和4年3月まで

実施内容：対象施設から年間管理計画書等を提出してもらい、計画内容の確認・指導を行います。

また、施設の立入検査を実施し、維持管理状況の確認・指導を行います。

対象施設：特定建築物 約 600 件

(※)建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(2) 建築物登録業の監視指導

特定建築物のような大規模な建築物では、多くの場合、施設の清掃や空気環境測定、ねずみ・昆虫等の発生防止などの維持管理を専門の事業者へ委託しています。

委託を受ける事業者は、次の8業種について、建築物衛生法に定める基準を満たす場合、市長の登録を受けることができます（建築物登録業）。

- ・建築物清掃業
- ・建築物空気環境測定業
- ・建築物空気調和用ダクト清掃業
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業
- ・建築物排水管清掃業
- ・建築物ねずみ昆虫等防除業
- ・建築物環境衛生総合管理業



これら建築物登録業の営業所に対し立入検査を行います。

実施期間：令和3年4月から令和4年3月まで

実施内容：対象施設の立入検査を行い、登録要件を満たし、建築物の維持管理を適切に行っているかについて、確認・指導します。

対象施設：建築物登録業の営業所 約 230 件

表 4. 市内 特定建築物・建築物登録業件数（令和3年2月末現在）

特定建築物	建築物登録業
1,442 件	453 件

3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

(1) 専用水道・簡易給水水道の衛生対策

専用水道とは、地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。これらの施設は法令で定期的な水質検査の実施や衛生上の措置を講じることが設置者に対して義務づけられています。これらの管理を怠ると、設備から供給される水の水質が悪化し、健康被害につながる恐れがあります。そこで、各施設において設備の適切な維持管理が行われているか、施設に対して、監視指導等を実施します。

表 5. 市内専用水道・簡易給水水道施設数（令和3年2月末現在）

専用水道	簡易給水水道
138件	10件

(2) 受水槽施設に対する指導

受水槽とは、飲料水を貯めておくタンクのことです。受水槽は法令で定期的な清掃、管理状況検査の受検等の維持管理が義務づけられており、管理を怠ると、貯めている飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあります。そこで、受水槽の設置者に対し、管理状況検査の適切な受検等を指導します。また、管理状況検査の結果不適項目があった施設に対しては是正を指導し、特にその不適項目が衛生上健康被害につながる恐れのある場合、その施設に対して立入指導を行います。

受水槽の種類と維持管理

受水槽は、有効容量(槽の中に実際に入っている水の量)によって簡易専用水道と小規模受水槽水道という種類に分かれます。

小規模受水槽水道は、その設置形態等によって求められる維持管理が変わります。

表 6. 受水槽の種類

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和3年2月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10m ³ 超（6,267件）	毎年1回以上 定期に実施す ること	管理状況検査を 毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8m ³ 超（901件）		自己点検を実施すること
	8m ³ 以下（地下式：350件） 8m ³ 以下 (床上式・ピット式：5,826件)		

管理状況検査

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。検査は、専門的な知識を持つ検査機関の検査員が行います。

自己点検

受水槽の自己点検は、管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道の設置者等が自ら点検するものです。点検項目は、飲料水の汚染を防止するために、設置者等が日常点検の一環として実施できる項目について行います。

災害時給水協力貯水槽認定制度

横浜市では大地震等災害発生時の応急給水源として活用できる管理が優良な貯水槽を「災害時給水協力貯水槽」として認定する事業を行っています。

平常時の管理を適切に行うとともに、災害時にも安心して利用できる対策を進めていただき、ぜひ、お申し出をいただきますようお願いいたします。



災害時給水協力貯水槽認定プレート

4 家庭用品の試買検査（健康福祉局生活衛生課）

家庭用品規制法^(※)では、家庭用品に使用される防虫加工剤、防菌防かび剤及び染料等に含まれる有害物質（ホルムアルデヒド、有機水銀化合物等）について、製品への含有量や溶出量等の基準が設けられています。

そこで、基準を超える有害物質を含有する家庭用品が販売されていないか確認するため、家庭用品販売施設に立ち入り、繊維製品（ベビー服、下着等）や家庭用化学製品（住宅用洗剤、接着剤、塗料、エアゾル製品等）の試買及び検査を実施します。

基準に違反していた場合は、製造・小売業者等へ製品の回収や販売中止等の指導を行います。

実施期間：令和3年6月から令和3年12月まで

試買検体数：70検体

(※)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品とは？

衣類や洗剤など私達が日常生活で使用している様々な生活用品をいいます。ただし、医薬品、化粧品、おもちゃ、食器、食品など、他の法律により安全対策がとられているものを除きます。



5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導（健康福祉局生活衛生課）

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊を行う場合は、住宅宿泊事業法により、施設の届出や宿泊者の衛生や安全の確保等の措置が義務付けられています。

同法に基づき、届出住宅への立入検査を行い、適切な住宅宿泊事業の運営を確保します。

実施期間：令和3年4月から令和4年3月まで

実施内容：対象施設の立入検査を行い、届出内容及び事業実施内容を確認します。不適事項があった場合は、関係部局と連携して改善指導を行い、必要に応じて改善状況を確認します。

対象施設：住宅宿泊事業届出住宅 約100件

※横浜市内届出住宅件数：183件（令和3年2月末現在）

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

横 浜 市 長

住宅宿泊事業者が届出住宅に掲示する「標識」

IV 感染症対策業務

1 レジオネラ症防止対策

(1) レジオネラ症患者発生届出に基づく調査

レジオネラ症患者が発生し、医療機関からレジオネラ症発生届を受理した場合は、区福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等で調査チームを編成し、患者の行動履歴等を聞き取ります。

患者の利用した入浴設備等が判明した場合は、設備の管理状況の調査やレジオネラ属菌の検査を実施し、感染原因の究明及び感染拡大を防ぐための指導を行います。

感染原因施設が特定された場合には、設備の清掃・消毒を指導し、再検査により改善確認を行います。

レジオネラ症とは？

レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを肺へ直接吸い込むことにより、肺炎等を起こす感染症です。人から人へ感染はしませんが、市内で毎年数十人の患者が発生しており、死亡例も報告されています。

高齢者や慢性疾患を持つ人など抵抗力の弱い人が発病・重症化しやすい傾向にあり、市内で発生したレジオネラ症患者の約8割が高齢者です。

表7. レジオネラ症患者発生届出件数（横浜市）

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
55	37	35	58	38

表8. 横浜市におけるレジオネラ症による死亡者数（厚生労働省人口動態調査より）

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1	2	0	1	0

～主な集団感染事例（国内）～

平成14年7月 宮崎県の温泉施設で295人感染、7人死亡

平成23年9月 横浜市の温泉利用入浴施設で9人感染

平成26年6月 埼玉県の入浴施設で3人感染、1人死亡

平成29年2月 広島県の温泉施設で58人感染、1人死亡

(2) 社会福祉施設等のレジオネラ症防止対策

レジオネラ症は高齢者や抵抗力が低下した人が罹患しやすいため、患者の発生を予防するためには、高齢者が利用する社会福祉施設や、病院等の市民が広く利用する公共施設におけるレジオネラ症防止対策が重要です。

横浜市では、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱(以下「レジオネラ症対策要綱」)」により、レジオネラ症の原因となるレジオネラ属菌が増殖しやすい入浴設備、給湯設備等について、レジオネラ属菌の生息数の指針値や、管理方法などを定めています。

これらの設備が使用されている社会福祉施設等に立ち入り、適正な衛生管理を行うよう指導します。

実施時期：令和3年4月から令和4年3月まで

表9. 令和3年度立入指導対象施設

対象施設	調査予定件数	取組内容
社会福祉施設 (特別養護老人ホーム等)	約330件	郵送による啓発または立入指導を行います。また、施設管理者を対象とした説明会においてレジオネラ症防止対策の啓発を行います。
公共施設 (公園・地域ケアプラザ等)	約130件	施設所管部局と連携し、郵送による啓発または立入指導を行います。
病院	約70件	医療法所管部署と連携し、指導・啓発を行います。

「レジオネラ症対策要綱」では、入浴設備等について、社会福祉施設等が定期的にレジオネラ属菌の検査を実施することや、検査の結果、「レジオネラ症対策要綱」に定めるレジオネラ属菌生息数の指針値を超過した場合は、区福祉保健センターへ報告することを定めています。社会福祉施設等から報告を受けた区福祉保健センターは、当該施設へ立ち入り、設備の清掃・消毒方法等を見直すよう指導を行います。

表10. 自主検査結果指針値超過報告数

設備	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度*
入浴設備	9	3	5	11	1
給湯設備	1	3	3	2	0
冷却塔	10	21	29	16	13
機械浴槽	1	2	1	1	0
その他	1	1	3	2	2
合計	22	30	41	32	16

※令和3年2月末現在

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

レジオネラ属菌は水や温水が循環・停滞する場所で増殖するため、ご家庭においても、追炊き機能付きの浴槽や家庭用の加湿器のような設備は、清掃や管理が不十分な場合に

レジオネラ属菌の温床となる恐れがあります。そこで、市民の皆様に向けたレジオネラ症のパンフレットを配布し、自宅での感染予防について啓発を行います。また、ホームページにも掲載し、広く周知していきます。

2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「Ⅱ 令和3年度の重点取組事項」の「3 蚊媒介感染症対策」(p.5)をご覧ください。

V 環境衛生関係の相談対応等

1 生活環境に関する相談

区の福祉保健センターには、環境衛生関係施設の衛生に関する相談のほか、ねずみ・昆虫等の駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も多く寄せられます。市民の皆様から寄せられる昆虫に関する相談では、ハチの巣の駆除に関する事が一番多く、令和2年度は**3,459件**（令和3年2月末現在）にのぼりました。その他、ねずみ、トコジラミ等についても相談を受け付けています。

表 11. ねずみ・昆虫等相談受付件数（令和3年2月末現在）

	ハチ	ねずみ	トコジラミ	蚊
令和2年度	3,459	1,569	145	57

スズメバチの巣について



4月～5月頃
（コガタスズメバチ初期巣）
直径約7cm
とっくりのような形
女王バチ1匹で産卵・
巣作りをしている。

だんだん
大きくなって
いきます！



9月～10月頃
直径約20～30cm
ボールのような形
働きバチも多くおり、
刺激すると危険な状態。

10月下旬頃～
働きバチは全て死
んでしまい、女王バ
チだけが冬を越し
て、翌年またはじめ
から巣を作る。
作った巣は、そのま
ま残る。

Q. ハチの巣ができてしまったが、どうすればいいか？

A. 各区生活衛生課では、ハチの種類に応じた対処方法や、ご自身で駆除を行う場合の適切な方法についてご案内しています。また、駆除機材の貸出も行っています。

Q. ハチに刺されてしまったが、どうしたらいいか？

A. 傷口を水で流してから冷やしましょう。スズメバチなどの大きなハチに刺されたら、医療機関の診察を受けるようにしてください。息切れや意識が無いなどの症状が出た場合は、すぐに救急車を呼んでください。

トコジラミの対策

トコジラミは、昼間は狭いすき間にひそみ、夜になり暗くなると出てきて寝ている人の手足などを刺し吸血します。
潜み場所の周辺に褐色の糞(血糞)をします。



トコジラミ (成虫)

持ち込まない!

- ・海外旅行の荷物や、中古の家具・本などに付いて部屋に持ち込まれないよう、注意しましょう。

増やさない! ~見つけたら徹底的な駆除を! ~

- ・ひそみ場所を中心に掃除を徹底しましょう。
- ・殺虫剤は用法・用量を守って使用し、効果を観察しましょう。
※くん煙剤はかえってトコジラミを拡散させるおそれがあり、おすすめできません。
- ・自主駆除が難しい場合は、早めに専門業者への依頼を検討しましょう。

ねずみの対策

ねずみは、サルモネラ属菌やレプトスピラ属菌などの病原体を媒介したり、家具や電気コード等をかじったりといった被害を起こします。

1円玉くらいのすき間があれば家に侵入することができます。
通気口、配線・配管周り、エアコンの引込口など、侵入経路になりそうな場所の穴をふさぎましょう。



クマネズミ

ねずみの住みにくい環境を作りましょう!

●エサになりそうなものを片付けましょう!

- ・生ごみはふた付きのごみ箱に入れましょう。
- ・ペットのエサを出しっ放しにするのはやめましょう。



カップ麺容器のかじり跡

●巣になりそうなものを片付けましょう!

- ・新聞、段ボール、ビニール袋など巣の材料になりそうなものを片付けましょう。
- ・整理整頓し、かくれ場所を減らしましょう。

写真提供：(一財)日本環境衛生センター

2 住まいの衛生に関する相談

近年、住宅の高気密化に伴う換気量の低下や化学物質を放散する建材・内装材の使用により、新築・改築・内装のリフォーム後などに、化学物質による室内空気汚染が起こり、居住者に様々な体調不良が生じていることが指摘されています。

「シックハウス症候群」は、新築やリフォーム後の住居等に入居した人に、喉の痛みや吐き気、めまい、頭痛等の健康影響が生じることをいい、建築材料から発生するホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物が原因の一つと考えられています。

区福祉保健センターではシックハウス症候群をはじめ、ダニやカビ、結露など住まいに関する相談を受け付け、快適な住まい方について助言しています。

また、ホルムアルデヒドの簡易測定用吸引ポンプの貸出しを行っています（測定に必要な検知管の購入は自己負担となります）。

3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では、災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の水を地域の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。

市民の皆様が所有（管理）する井戸を、お申し出により災害応急用井戸として指定させていただき、災害時に地域の方々へ井戸水を提供していただくものです。

指定した災害応急用井戸については、定期的な簡易水質検査を実施し、生活用水としての水の清浄度を確認しています。横浜市では、2,316件（令和2年3月末現在）の井戸が災害応急用井戸に指定されています。

指定されている井戸の所在地は、各区福祉保健センター生活衛生課で確認できるほか、わいわい防災マップでも確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>
横浜市行政地図情報提供システム HP)



4 水害時の衛生対策

水害時に家屋等が浸水した場合の消毒方法等について、チラシを配布して助言を行います。チラシは下記のホームページでダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html> 横浜市ホームページ内「災害時等の衛生対策に関する情報」)

水害時の衛生対策と消毒方法

避難所で生活が難しくなる上、下水道が停止する状況が想定されます。下水道に生活排水が流入している場合は飲用はできません。汚染がひどい場合は、飲用可能な水が不足する可能性があります。汚染がひどい場合は、飲用可能な水を確保する必要があります。

1 家屋等が浸水した場合の衛生対策について

(1) 応急

- 浸水直後の対応
- ① 家の周囲や下水道口にある不要なものや汚染物を取り除いてください。
- ② 下水道設備が壊れたら、汚染水が下水道に流入しないよう確保してください。
- 浸水直後の対応（浸水直後の対応は下記のとおりです）
- ① 水の汚れを、雑巾や雑巾の裏面の裏面を拭き取ってください。
- ② 汚れた衣類や雑巾は、洗濯機で洗ってください。雑巾は洗濯機で洗ってください。
- ③ 洗濯機が壊れたら、洗濯機で洗った雑巾は、洗濯機でよく洗って乾燥させてください。

作業中は、手袋とマスクを付けましょう！

本署において

- 1 家屋に被害を受けた場合は、各区福祉保健センター（衛生）に連絡してください。
- 2 浸水した、安全な水を確保・確保してからの使用してください。

(2) 消毒方法

【消毒薬の希釈方法と消毒方法の例】（いろいろな薬品の希釈方法が記載されているので参照してください。）

薬液	消毒濃度	希釈比率	方法
漂白剤	0.1%	100:1	(1) 漂白剤を水で希釈し、雑巾や雑巾の裏面の裏面に拭き取ってください。その後、よくすすぎを繰り返してください。
消毒薬	0.05%	200:1	作業中にマスク、手袋を必ず着用し、作業終了後はよく手を洗ってください。
殺菌剤	0.02%	500:1	作業中にマスク、手袋を必ず着用し、作業終了後はよく手を洗ってください。

ペットボトルを利用した塩化ベンザルコニウムの希釈方法（希釈濃度が10%の場合）

ペットボトルキャップ（キャップ1個あたり）

500ml ペットボトル

ペットボトルを消毒する際は、キャップも消毒してください。

【消毒薬希釈の注意】

- ・消毒薬希釈の際は、必ず作業中にマスク、手袋を必ず着用し、作業終了後はよく手を洗ってください。
- ・消毒薬希釈の際には、必ず作業中にマスク、手袋を必ず着用し、作業終了後はよく手を洗ってください。
- ・消毒薬希釈の際には、必ず作業中にマスク、手袋を必ず着用し、作業終了後はよく手を洗ってください。

●キャップ1個の消毒薬 → 500mlの水 → 0.1%希釈液
●キャップ1.2個の消毒薬 → 500mlの水 → 0.05%希釈液



啓発用チラシ「水害時の衛生対策と消毒方法」

VI 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設において、店舗の良好な衛生状態を保持するためには、設備の基準や衛生的な取扱いを遵守することが重要です。さらに、利用者の方に信頼され、選択されるサービスを提供するためには、営業者自らが店舗の衛生向上に取り組む意識を高める必要があります。

そこで、営業者が利用者の立場で更なる衛生向上を図るため、営業者による自主衛生点検（衛生的取扱いのチェック）や自主衛生検査（理容所・美容所のはさみなどの消毒状況のチェック）を支援します。

また、横浜市生活衛生協議会（※）やその他環境衛生関係団体が実施する衛生講習会等の事業についても支援していきます。

※ 横浜市生活衛生協議会とは

行政との連携のもと、会員の自主的努力により、環境衛生営業施設の衛生管理の推進と業界の発展を図ることで、公衆衛生の向上に寄与する目的で設立されました。

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業の5業種の会員で組織されています。

1 横浜市生活衛生協議会への支援

横浜市生活衛生協議会会員が実施している自主衛生管理事業について、器具の消毒状況の検査等の自主衛生検査実施について助言を行います。

また、横浜市生活衛生協議会は、横浜市の訪問理美容サービス事業を受託しています。

訪問理美容サービスを行うにあたり、横浜市生活衛生協議会では会員に衛生管理等の講習会を開催していることから、本市ではこれに協力し、安全かつ衛生面を損なわない訪問理美容業務ができるよう、指導助言を行います。

2 優良施設等の表彰（横浜市保健所長表彰）

環境衛生関係営業者の自主衛生管理意欲を高め、衛生管理水準の一層の向上を図ることを目的として、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった施設を表彰します。

（令和元年度は、市内の旅館・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所の店舗計8,635施設のうち、特に衛生管理が良好な店舗32施設の表彰を行いました。）

Ⅶ 調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行っています。

1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼により、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況などの調査を行います。

実施期間：令和3年8月から令和4年3月まで

対象施設：温泉法に基づく許可を受けている源泉（70件）
及び温泉利用施設（63件）（令和3年2月末現在）

2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの「水浴に供される公共用水域の水質等の実態調査」の依頼により、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施します。

実施期間：令和3年5月及び7月

対象施設：海の公園海水浴場

VIII 業務の実施機関

区福祉保健センター 生活衛生課 環境衛生係*（保健所支所）

環境衛生営業施設等に関する許認可や立入検査による衛生状態の確認、必要に応じた改善指導を行います。また、レジオネラ症防止対策として、社会福祉施設や公共施設に対する立入調査や適切な維持管理の啓発・指導を行っています。

その他、住まいの衛生に関する相談、ハチやねずみ、ゴキブリ等の衛生害虫に関する相談や、ペットの適正飼育に関する相談に対応しています。

（※ 栄区・泉区・瀬谷区は生活衛生係、青葉区は環境衛生担当）

健康福祉局 健康安全部 生活衛生課（保健所）

環境衛生に関する事業及び職員の研修等の企画立案及び実施に関することや、福祉保健センター、衛生研究所等との調整、国や他の自治体等との連絡調整、事業実施に関する予算調整等の業務を行います。

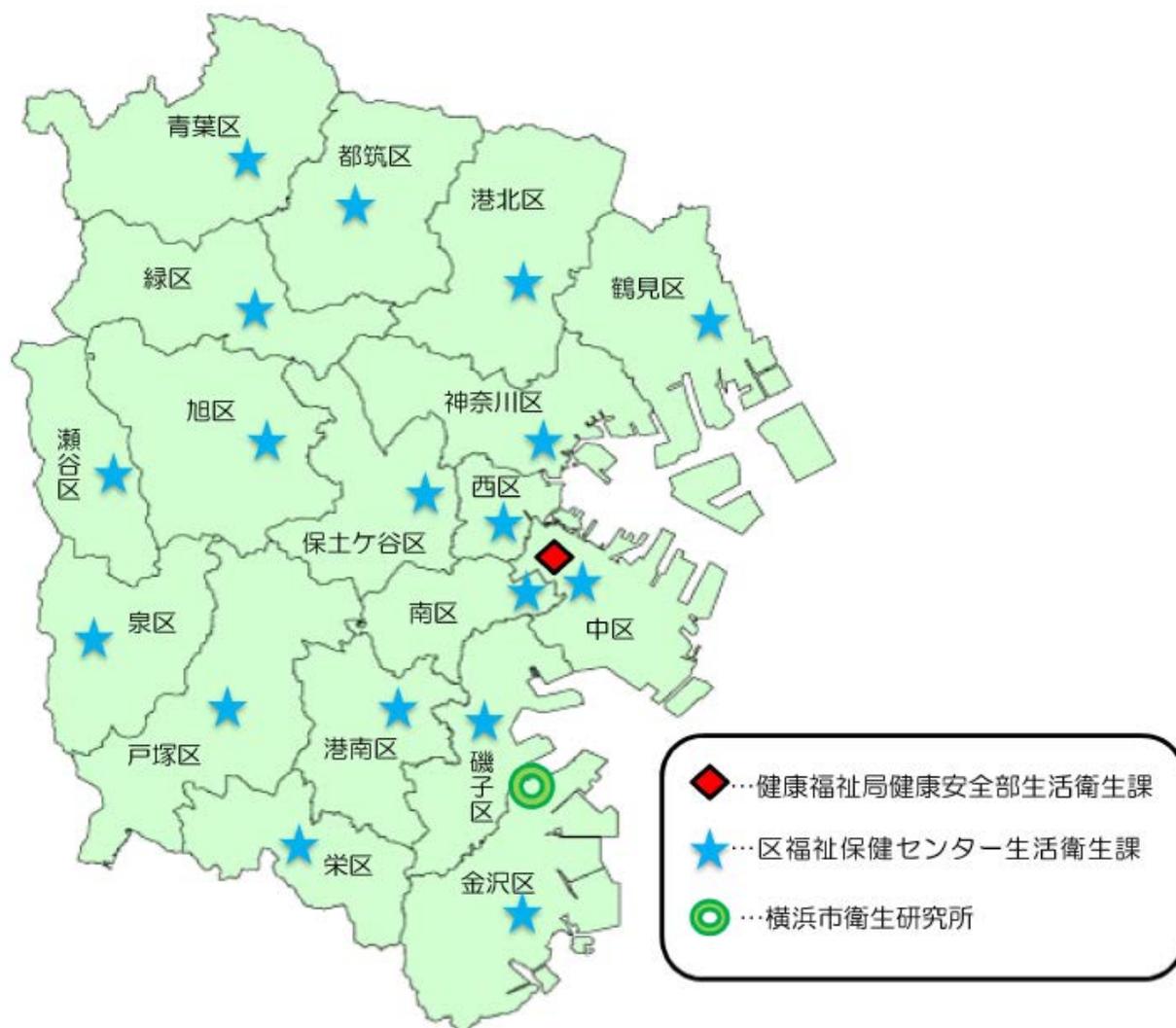
また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。その他、環境衛生関係に関するホームページの管理など、市民や事業者等への環境衛生に関する知識の普及啓発、市民ニーズの集約等を行います。

横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、保健所及び区福祉保健センターからの依頼を受け、市内の水浴場等環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明のための検査、家庭用品の検査、衛生害虫の同定検査、シックハウス対策における室内空気質調査等を行うとともに、保健所及び区福祉保健センターの技術的な支援、最新情報の提供等を担います。

各区福祉保健センター 生活衛生課環境衛生係（担当） 一覧

福祉保健センター	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号	(510)1845	(510)1718
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 番地の 8	(411)7143	(411)7039
西	〒220-0051 西区中央一丁目 5 番 10 号	(320)8444	(320)2907
中	〒231-0021 中区日本大通 35 番地	(224)8339	(681)9323
南	〒232-0024 南区浦舟町 2 丁目 3 3 番地	(341)1192	(341)1189
港南	〒233-0003 港南区港南四丁目 2 番 10 号	(847)8445	(846)5981
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9	(334)6363	(333)6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12	(954)6168	(952)1504
磯子	〒235-0016 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	(750)2452	(750)2548
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号	(788)7873	(784)4600
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町 26 番地の 1	(540)2373	(540)2342
緑	〒226-0013 緑区寺山町 118 番地	(930)2368	(930)2367
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4	(978)2465	(978)2423
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	(948)2358	(948)2388
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町 16 番地の 17	(866)8476	(866)2513
栄	〒247-0005 栄区桂町 303 番地の 19	(894)6967	(895)1759
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	(800)2452	(800)2516
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190 番地	(367)5752	(367)2843



用語説明

【 あ 】

○ 温泉（おんせん）

地中から湧き出す温水、鉱水、ガス等で、温泉法に定められた温度（25℃以上）であるもの、または物質（硫黄等）を含有するものをいいます。温泉法の目的に温泉の保護とその適正利用、可燃性天然ガスによる事故防止が掲げられているため、温泉を掘削、採取する場合や、汲み上げた温泉を浴用や飲用に利用しようとする場合等には、温泉法に基づく許可を取得する必要があります。

○ ウエストナイル熱（うえすとないるねつ）

ウエストナイルウイルスを保有する蚊（主にコダカアカイエカ）を介して人に感染する感染症です。潜伏期間は、2～14日間ですが、感染した人の約8割が不顕性感染（病原菌などに感染しても症状が現れないこと）で、発症した場合、発熱、頭痛、筋肉痛、発疹、リンパ腫症等の症状が現れ、1週間程度で回復します。アフリカ、ヨーロッパ、中東、中央アジア、西アジアなどの広い地域に発生が見られます。

○ エアゾール製品（えあそるせいひん）

液化ガスの蒸気または圧縮ガスの圧力によって、霧状や泡（フォーム）状に内容物を放出する製品です。

【 か 】

○ 化製場（かせいじょう）

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。獣畜とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいいます。

○ 家庭用品（かていようひん）

主として一般消費者の日常生活に使用される製品のうち、「食品衛生法」および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規格や基準が定められた製品を除くものをいいます。具体的には、乳幼児用衣類、下着、家庭用化学製品（住居用洗剤等）等があります。

○ 蚊媒介感染症（かばいかいかんせんしょう）

病原体を保有する蚊に刺されることによって起こる感染症のことです。

主な蚊媒介感染症には、ウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱、原虫疾患であるマラリアなどがあります。

これらの感染症は主に熱帯、亜熱帯地域で流行しています。

- 蚊媒介感染症サーベイランス（かばいかいかんせんしょうさーべいらんす）
市内の複数の定点で蚊を捕獲し、蚊の生息状況（種類や密度）やウイルスの保有状況をモニタリングすることや、各蚊媒介感染症の発生状況を継続的に調査、監視することです。
- 簡易給水水道（かんいきゅうすいすいどう）
水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として複数の家庭やビル等に飲料水を供給するものをいいます。
- 環境衛生営業施設（かんきょうえいせいえいぎょうせつ）
旅館業法、興行場法、公衆浴場法など環境衛生関係法令に基づく営業許可等を必要とする施設をいいます。
- 建築物登録業（けんちくぶつとうろくぎょう）
ビルメンテナンスに関する業務（8業種）をさします。これらの業務を行う事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：建築物衛生法）に規定される一定の要件を満たすことにより、都道府県知事（本市では市長）の登録を受けることができます。
- 興行場（こうぎょうじょう）
映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、または聞かせる施設をいいます。映画館やコンサートホールなどがこれにあたります。
- 公衆浴場（こうしゅうよくじょう）
温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、不特定多数の人を入浴させる施設をいいます。銭湯、サウナ、いわゆるスーパー銭湯などがこれにあたります。

【 さ 】

- ジカウイルス感染症（じかういるすかんせんしょう）
ジカウイルスを保有する蚊（ネッタイシマカとヒトスジシマカ）を介して人に感染する感染症です。ジカウイルス感染症は感染しても症状がないか、症状が軽いため気づきにくいこともあります。潜伏期間は2日～12日で、軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、倦怠感、頭痛等の症状が現れます。また妊婦が感染することによる胎児の小頭症発生との関連が報告されています。さらに、感染患者の体液を介した性的接触により人から人への感染も起こります。東南アジア、カリブ海周辺及び中南米地域を中心に流行しています。
- シックハウス症候群（しっくはうすしょうこうぐん）
住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、建材等から発生する化学物質（ホルムアルデヒドなど）による室内空気汚染等により、居住者等が様々な体調不良を起こすことをいいます。目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によって症状はさまざまです。

○ 試買（しばい）

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、家庭用品衛生監視員が家庭用品の販売店舗に立ち入り、検査のため買い上げをいいます。

○ 住宅宿泊事業（じゅうたくしゅくはくじぎょう）

平成 30 年 6 月 15 日に施行された住宅宿泊事業法に基づき、横浜市長に届出を行うことで、年間 180 日を超えない範囲で住宅に人を宿泊させる事業をいいます。なお、横浜市では、条例で住宅宿泊事業を実施する区域と期間に制限を定めています。

○ 受水槽（じゅすいそう）

受水槽とは、水を貯める水槽のことで、ビル・マンションなどの建物は、水道局が供給する水を一度受水槽に受け、利用者に給水しています。受水槽から利用者の蛇口までは、建物の所有者が責任を持って管理する必要があります。

○ 専用水道（せんようすいどう）

寄宿舍・社宅・療養所等の自家用の水道で、100 人を超える者に居住に必要な水を供給するもの、または飲用等に使用される 1 日の最大給水量が 20 立方メートルを超えるものをいいます。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が基準（水槽の有効容量が 100 立方メートル、口径 25mm 以上の導管の総延長が 1500 メートル）以下のものを除きます。

【 た 】

○ 畜舎（ちくしゃ）

動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏、あひる）を神奈川県条例（化製場等に関する法律施行条例）で定める数以上、飼養または収容する施設をいいます。

○ チクングニア熱（ちくんぐにあねつ）

チクングニアウイルスを保有する蚊（ネッタイシマカとヒトスジシマカ）を介して人に感染する感染症です。潜伏期間は 2～12 日（通常 3～7 日）で、その後に、発熱、関節炎、発疹等の症状が現れます。関節の痛みは、手首、足首、指、膝、肘、肩などに現れます。結膜炎や神経系の症状もみられ、出血しやすくなることもあります。死に至ることは稀ですが、関節の痛みが月単位、年単位で続くことがあります。アフリカ、南アジア、東南アジア地域で流行しています。

○ デング熱（でんぐねつ）

デングウイルスを保有する蚊(ネッタイシマカとヒトスジシマカ)を介して人に感染する感染症です。

潜伏期間は2～15日（多くは、3～7日）で、その後突然の発熱、頭痛、結膜充血等の症状が現れます。発症の3～4日後には胸部や体幹から発疹が出現して顔や手足にも広がっていきます。通常1週間前後で回復しますが、まれに重症化して出血傾向が強くと出るとデング出血熱やデングショック症候群を発症することがあり、早期に適切な治療が行われなければ死に至ることがあります。アジア、アフリカ、中東、中南米、オセアニア等の熱帯・亜熱帯地域を中心に流行しており、年間1億人近くの患者が発生していると推定されています。

○ 特定建築物（とくていけんちくぶつ）

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に用いられる相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用または利用し、維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものをいいます。

【 な 】

○ 日本脳炎（にほんのうえん）

日本脳炎ウイルスを保有する蚊（主にコガタアカイエカ）を介して人に感染する感染症です。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気で、1～2週間の潜伏期間後に突然の高熱、頭痛、嘔吐等の症状が現れ、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こし、後遺症を残すことや死に至ることもあります。日本では予防接種の普及や衛生環境の改善等により発生は少なくなりましたが、アジア地域で広く流行しています。

【 は 】

○ ホルムアルデヒド（ほるむあるでひど）

合板や壁紙用の接着剤等に含まれ、シックハウス症候群の原因となる代表的な化学物質です。粘膜を刺激し、目がチカチカする、涙や鼻水が出る、のどの渇き・痛み、せきなどの症状が出ます。

【 ま 】

○ マラリア（まらりあ）

マラリア原虫を保有する蚊（ハマダラカ）を介して人に感染する感染症です。

ヒトに感染するマラリア原虫は4種類あり、主な症状は、発熱、貧血、脾腫で、潜伏期間は、7～40日（マラリア原虫の種類により異なります）です。

マラリアは、結核、エイズと並ぶ世界の3大感染症のひとつです。罹患者は世界で年間約2.2億人、死亡者が年間約66万人にのぼると報告されています（WHO）。世界の熱帯・亜熱帯地域で発生がありますが、特にアフリカ西部・中央部の地域で多く発生しています。

○ ミスト発生装置（みすとはっせいそうち）

微細な水の粒が液体から気体に変化する時に周囲から熱を奪う気化熱を利用して周囲の気温を下げる装置で、近年屋外イベントの熱中症対策やヒートアイランド現象の緩和に活用されています。

【 や 】

○ 有機水銀化合物（ゆうきすいぎんかごうぶつ）

有機金属化合物の一種で、水銀と炭素との直接結合を有する化合物の総称です。多様な種類があり、医薬品、殺菌剤、農薬など広い用途に使われています。

【 ら 】

○ 旅館業（りょかんぎょう）

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいい、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の3業種があります。

○ レジオネラ属菌、レジオネラ症（れじおねらぞくきん、れじおねらしょう）

レジオネラ症は、レジオネラ属菌によって起こる感染症です。循環式浴槽、冷却塔、噴水、洗車等で発生するレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾルを吸い込むことで感染します。肺炎を中心とするレジオネラ肺炎と、肺炎症状のないポンティアック熱の2つの病型があります。レジオネラ肺炎では、意識障害等の神経症状が現れることもあり、早期に有効な抗菌薬治療が行われないと、死亡する場合があります。



令和3年度 横浜市環境衛生業務実施計画

編集・発行

横浜市健康福祉局生活衛生課

発行年月

令和3年3月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp
